

(1) 苦情処理等の報告について

平成18年11月17日

苦情処理調査部会

苦情調査処理状況一覧

	(17)苦情事案19	(17)苦情事案20	
申出人	A	A	
申出(受付)日	平成18年3月27日	平成18年3月30日	
実施機関	県議会議長(県議会事務局総務課)	千葉県情報公開推進会議	
苦情の内容	開示請求をH17.12にしたが、期間延長手続きもなく放置されH18.3.24に不開示決定がされた。また、内容が改ざんされた。	H18.3.24付情推53号の2による「苦情調査に係る回答書」の意向確認内容の不備。	
調査委員	井上委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	
調査の状況	平成18年5月11日(実施機関からの書面受付)		
苦情処理調査部会審議状況	平成18年4月18日(処理方針の検討)	平成18年4月18日(処理方針の検討)	
処理結果通知	平成18年7月28日	平成18年5月10日(5月16日推進会議で報告済)	
処理結果	調査を行ったところ「請求から30日以内に開示決定等を行わなかった。また、開示決定等の期間の延長に関しては、期間延長の正当な理由が成り立たないことから、延長通知書を出さずに決定通知書を送付した。」との説明があり、当該事実関係を確認した。上記事実は、千葉県議会情報公開条例第13条に定める基本的な事務手続きに反するものであり、当推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものと考え、千葉県議会議長に対し是正を求めた。	当該苦情は情報公開推進会議に対する苦情であり、実施機関の情報公開に係る事務の苦情ではない。したがって、当推進会議が担任する苦情としては適切でない。	

	(H18)苦情事案1	(H18)苦情事案2	(H18)苦情事案3
申出人	A	A	A
申出(受付)日	平成18年5月10日	平成18年5月10日	平成18年5月11日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	監査委員(事務局調整課)	知事(総務部政策法務課)
苦情の内容	千葉県情報公開条例7条2項の補正要求の濫用。	担当課職員に情報公開個人情報センター窓口で確認して(千葉県個人情報保護条例に基づく自己情報の)開示請求をしたが、情報公開条例の様式でない申請書で請求したため、二回請求させられた。	行政文書の件名の表記があいまい(文書の発行年月日・文書番号の未記載)同じ件名の文書名で発行年月日が違う場合がありうるのに、発行年月日と文書番号を故意に未記載し、行政文書の件名をあいまいに表記させようとしている。
調査委員	菅野委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況	平成18年7月11日(実施機関からの書面受付)	平成18年6月20日(実施機関からの書面受付)	平成18年6月20日(実施機関からの書面受付)
苦情処理部会審議状況	平成18年7月19日(処理方針の検討)	平成18年7月19日(処理方針の検討)	平成18年7月19日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年7月28日	平成18年7月28日	平成18年7月28日
処理結果	調査を行ったところ、「開示請求書には、窓口が請求内容を確認するために申出人から聴き取りを行ったメモが添付されていた。この内容が開示請求書の記載内容と異なるものであったので、補正通知を行った」との説明があった。請求内容と窓口での聴き取りの結果が異なることから補正通知を行ったものであり、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。	本件苦情は、情報公開条例による開示請求書により請求すべきものを、個人情報保護条例による自己情報開示請求により請求させられたとする苦情だと思われる。調査を行ったところ、実施機関は、申出人が苦情申出の対象となった自己情報開示請求書を提出する際に、自己情報開示請求によるべきではないとの説明を行ったとのことであり、実施機関の対応に、不適切と認められる事実は確認できなかった。	調査を行ったところ、申出に係る開示請求に関する行政文書は、決定通知書の行政文書の件名欄の表記で特定されており、この表記により他の行政文書と混同することはなく、特定された行政文書の件名は正確に記載されているものと認められた。よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。

	(H18)苦情事案4	(H18)苦情事案5	(H18)苦情事案6
--	------------	------------	------------

苦情調査処理状況一覧

申出人	A	A	A
申出(受付)日	平成18年5月11日	平成18年5月11日	平成18年5月12日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(政策法務課)	知事(政策法務課)
苦情の内容	行政文書の件名を内容で記載。 過去の苦情申出の、件名でなく、内容記載の再発。 336事業者の運営規程の列記をせず、内容で記載。	開示請求書を担当課へ送付させるのを遅延させた。(千葉県が国庫補助金の不正受給に加担した事実を会計検査院の今年度検査で表に出ないようにした)	行政文書開示決定通知書に行政不服審査法の不服申立ての教示がなく、苦情の申出をしたら申し出に該当する苦情でないとの処理結果が出た。 行政文書開示決定通知書に行政不服審査法の不服申立ての教示をしない違法は是正。
調査委員	菅野委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況	平成18年7月11日(実施機関からの書面受付)	平成18年6月20日(実施機関からの書面受付)	平成18年6月20日(実施機関からの書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成18年7月19日(処理方針の検討)	平成18年7月19日(処理方針の検討)	平成18年7月19日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年7月28日	平成18年7月28日	平成18年7月28日
処理結果	調査を行ったところ、'申出人が事業者名を特定しておらず、かつ、事業所が多数あるため、個々の名称を列記する意味がなく、決定通知書の件名のとおり表記した、との説明があった。 本件対象文書は、請求書に記載された要件を満たす事業者の運営規程を抜き出したものである。300を超える事業者の運営規程である、これらの行政文書の件名を正確に表記する方法としては、現実的には決定通知書の件名による他はなく、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。	調査を行ったところ、申出に係る開示請求書は5月2日に受け付けたものを、5月8日に担当課へ送付している。休日を除けば、受付の翌日には担当課へ送付したものであり、事務は速やかに行われているものと認められた。 よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。	調査を行ったところ、本件苦情の対象となった決定は、全部開示決定であり、開示決定通知書は規則で定められた様式を使用したもので、異議申立て等に関する教示がないのは同様式によるものである、との説明があった。 全部開示決定は基本的に不利益処分ではないため、異議申立てに関する教示を付する必要がなく、規則により教示のない様式が定められているものである。実施機関の決定はこの様式に従って行われたものであり、その事務処理に不適正な点は認められなかった。
	(18)苦情事案7	(18)苦情事案8	(18)苦情事案9
申出人	A	A	A
申出(受付)日	平成18年5月18日	平成18年5月19日	平成18年5月22日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(政策法務課)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	異議申立てから1年近くたってから開示決定や諮問手続き 千葉県情報公開条例違反	自分が請求した行政文書の開示請求の決裁書類を自己情報の開示請求でないと全部開示しないと行政文書開示請求で裁量開示による全部開示を拒否された 時々全部開示している担当課もある(裁量開示でなくミスによるもの)。わざわざ部分開示にする手間を省略できるし、裁量開示で対応できるように改善を求める	開示決定した行政文書は複数枚で構成されていたのに、文書番号の記載されているA4サイズ1枚しか開示されなかった(H18.4.26付保指132号) 今回も以前あったのと同じ情報隠し
調査委員	菅野委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況	平成18年7月24日(実施機関からの書面受付)	平成18年7月21日(実施機関からの書面受付)	平成18年7月24日(実施機関からの書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成18年7月19日(処理状況の報告) 平成18年9月19日(処理方針の検討)	平成18年7月19日(処理状況の報告) 平成18年9月19日(処理方針の検討)	平成18年7月19日(処理状況の報告) 平成18年9月19日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年10月2日	平成18年10月2日	平成18年10月2日
処理結果	調査を行ったところ、'申出人が平成17年7月19日に行った異議申立て(16件)について、平成18年5月15日に情報公開審査会へ諮問等を行った、との説明があった。申出人からの異議申立てが集中しているため、類似事案の答申を得てから、諮問するかどうかの判断をしたとの説明があった。 審査会への諮問等は異議申立て後速やかに行うべきものとされており、約10箇月後の諮問等は条例の運用として不適切なものとして認められる。よって実施機関に対し是正等に関する意見を通知した。	調査を行ったところ、'実施機関に対して、本件苦情に該当する開示請求は行われておらず、決定の事実もない、との説明があった。このことから、本件苦情は、請求者自身の個人情報情報を裁量により開示するよう、一般論として求める趣旨の苦情と思われる。 行政文書の開示・不開示の判断は事案によって異なるものであり、その判断に関する苦情は、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情である。よって、本件苦情を情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。	調査の結果、本件苦情に係る開示実施の際、対象文書の片面のみを実施機関がコピーして申出人に交付したことは認められる。しかし、このことは故意に行ったものではなく、後日、実施機関は訂正の申出を行っていることから、この点について実施機関に不適正な事務処理があったとまでは認められない。 なお、苦情申出書の'厚生労働省の交付決定通知を開示せず'と記載する点については、開示決定における文書の特定に関する苦情と認められ、当推進会議が担任する苦情としては適当でない。
	(18)苦情事案10	(18)苦情事案11	(18)苦情事案12
申出人	A	A	B

苦情調査処理状況一覧

申出(受付)日	平成18年5月22日	平成18年5月29日	平成18年7月25日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(健康福祉部保険指導課)	教育委員会(高等学校)
苦情の内容	平成18年5月2日付と平成18年5月8日付の行政文書を取得しているのに、開示請求日時点(同年4月)に取得していないから不存在とし、開示しない理由が消滅する期日を未記入いつもの情報隠しとイヤガラセが続いている	開示請求した行政文書を特定しながら、請求日時点で保有していないとして、その後取得したとして隠ぺいし、開示請求させなかった。 H18.3.31付開示請求文書がH18.4.3(月)の保有文書であり、その存在を隠ぺいし、H18.5.19に別件名で開示請求させた。故意に別の文書を特定し、情報隠ぺい。	千葉県教育委員会委員長伊藤潔が、自ら定めた千葉県教育委員会行政文書管理規則によって保存を義務付けた文書を廃棄した責任を問う(再発防止)と共に、当該文書の復元を求める(千葉県立高校で発生した違法行為の証拠物保存)。
調査委員	菅野委員	菅野委員	井上委員
調査の状況	平成18年7月24日(実施機関からの書面受付)	平成18年7月24日(実施機関からの書面受付)	平成18年10月12日(実施機関からの書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成18年7月19日(処理状況の報告) 平成18年9月19日(処理方針の検討)	平成18年7月19日(処理状況の報告) 平成18年9月19日(処理方針の検討)	平成18年9月19日(処理状況の報告) 平成18年10月25日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年10月2日	平成18年10月2日	平成18年11月8日
処理結果	調査を行ったところ、「不開示決定通知書等の期日欄は、開示しない理由が消滅する期日が明示できる場合に記入している。本件苦情にかかる開示請求の『不正受給に関する書類』など取得しておらず、そもそも申出人の主張は当たらないものである。」との説明があった。 不開示決定通知書等の期日欄は、開示しない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記載するものである。本件苦情については、消滅する期日が明らかとは認められず、実施機関の事	調査を行ったところ、「起案日時点の文書まで特定するのは一般に困難である。申出人からは、大量の開示請求があり、弾力的に対応することは不可能だった。」との説明があった。 開示請求に係る文書の特定は、原則として請求日時点で行うものである。また、申出人から開示請求が繰り返されるため、起案時までに作成・取得した文書を特定できる状況にないという実施機関の説明もやむを得ないものと認められる。 よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。	調査を行ったところ、「本件対象文書は別件の開示請求の対象文書を特定するために一時的に作成したものであり、対象文書が特定された後は保存の必要がない。よって、規則の『内容が軽微で保存する必要がない行政文書』に該当し、廃棄した。」との説明があった。 本件対象文書は、別件の開示請求の趣旨を担当の職員に周知させるために作成され、請求書の原本は別に保存されていることから、事務処理上一時的に作成された軽微な文書と認められる。実施

	その他1	その他2	その他3
申出人	B	B	B
申出(受付)日	平成18年6月6日	平成18年6月28日	平成18年10月2日
実施機関	教育委員会(高等学校)	教育委員会(高等学校)	教育委員会(高等学校)
苦情の内容	高校に対して開示請求があった。その請求に関して、次の理由から職員が私に対して非難をしているという情報が(私に)寄せられた。 ア その請求は私が手引きをして、外部の人間にやらせたものだ。 イ 仕事が増えた。みんなが私のおかげで迷惑している。 貴会議において、情報公開に名を借りて行われた私への権利侵害を調査し、直ちに救済するよう要請する。	左の内容について 私は貴会議委員各位に連絡するので、至急事実調査を行い、かつ、必要な措置を講じてほしい。	(H18)苦情12について 放置されている。真面目に貴会議の職責を果たすよう重ねて要請する。
調査委員			
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況			
処理結果通知			
処理結果			

第 4 号 様 式 (第 9 条 第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 1 5 号
平 成 1 8 年 7 月 2 8 日

様

千 葉 県 情 報 公 開 推 進 会 議
会 長 多 賀 谷 一 照

平 成 1 8 年 3 月 2 6 日 付 け で あ な た か ら 申 出 の あ っ た 苦 情 に つ い て 、 次 の と お り 処 理 し た の で 通 知 し ま す 。

処理結果	<p>(H 1 7) 苦 情 1 9</p> <p>1 苦 情 の 内 容 開 示 請 求 を H 1 7 . 1 2 に し た が 、 期 間 延 長 手 続 き も な く 放 置 さ れ 、 H 1 8 . 3 . 2 4 に 不 開 示 決 定 が さ れ た 。 ま た 、 内 容 が 改 ざ ん さ れ た 。</p> <p>2 調 査 の 概 要 平 成 1 8 年 3 月 2 7 日 苦 情 申 出 書 の 受 付 け 平 成 1 8 年 4 月 1 8 日 苦 情 処 理 調 査 部 会 審 議 平 成 1 8 年 4 月 2 7 日 千 葉 県 議 会 議 長 へ の 書 面 に よ る 調 査 実 施 平 成 1 8 年 5 月 1 1 日 千 葉 県 議 会 議 長 か ら 調 査 回 答 書 受 付 け 平 成 1 8 年 7 月 1 9 日 苦 情 処 理 調 査 部 会 審 議</p> <p>3 処 理 結 果 千 葉 県 議 会 議 長 に 調 査 を 行 っ た と ころ 、 「 本 件 開 示 請 求 の 処 理 中 に 処 理 済 と 勘 違 い し 、 簿 冊 に 綴 じ て し ま っ た 。 年 度 末 の 集 計 の 際 に 未 処 理 で あ っ た こ と が 判 明 し 、 そ の 結 果 、 請 求 か ら 3 0 日 以 内 に 開 示 決 定 等 を 行 わ な か っ た 。 ま た 、 開 示 決 定 等 の 期 間 の 延 長 に 関 し て は 、 期 間 延 長 の 正 当 な 理 由 が 成 り 立 た な い こ と か ら 、 延 長 通 知 書 を 出 さ ず に 決 定 通 知 書 を 送 付 し た 。 そ の 際 に は 、 延 長 通 知 書 を 送 付 し な い 理 由 を 記 載 し た 文 書 を 同 封 し た 。 」 と の 説 明 が あ り 、 当 該 事 実 関 係 を 確 認 し た 。</p> <p>上 記 事 実 は 、 千 葉 県 議 会 情 報 公 開 条 例 第 1 3 条 に 定 め る 情 報 公 開 事 務 に お け る 基 本 的 な 事 務 手 続 き に 反 す る も の で あ り 、 当 情 報 公 開 推 進 会 議 と し て は 、 こ の よ う な 事 務 処 理 は 改 善 す べ き も の と 考 え る 。</p> <p>な お 、 「 内 容 を 改 ざ ん さ れ た 」 と の 苦 情 に つ い て は 、 「 公 文 書 不 開 示 決 定 通 知 書 別 紙 の 一 部 に 変 換 ミ ス に よ る 誤 字 が あ る が 、 故 意 に 内 容 を 改 ざ ん し た 事 実 は な い 。 」 と の 説 明 が あ っ た 。 当 該 事 実 関 係 を 調 査 し た と ころ 、 確 か に 誤 記 と 思 わ れ る 部 分 が 数 箇 所 確 認 さ れ た が 、 「 内 容 の 改 ざ ん 」 と ま で は 認 め ら れ な か っ た 。</p> <p>し か し な が ら 、 公 文 書 の 作 成 に あ た っ て は 、 よ り 慎 重 な 配 慮 が 求 め ら れ る も の で あ る と 考 え る 。</p> <p>よ っ て 、 千 葉 県 議 会 議 長 に 対 し 別 添 の と お り 是 正 等 に 関 す る 意 見 を 通 知 し た 。</p>
調査委員	苦 情 処 理 調 査 部 会 井 上 隆 行

情 公 推 第 1 6 号
平 成 1 8 年 7 月 2 8 日

千 葉 県 議 会 議 長 笹 生 定 夫 様

千 葉 県 情 報 公 開 推 進 会 議
会 長 多 賀 谷 一 照

千 葉 県 議 会 議 長 の 情 報 公 開 に 係 る 事 務 に つ い て (通 知)

こ の こ と に つ い て 、 平 成 1 8 年 4 月 2 7 日 付 け で 通 知 し 、 同 年 5 月 1 1 日 に 実 施 し た 苦 情 調 査 に て 改 善 の 必 要 が 認 め ら れ た の で 、 千 葉 県 議 会 情 報 公 開 条 例 第 2 8 条 の 2 第 4 項 及 び 千 葉 県 情 報 公 開 推 進 会 議 の 議 事 及 び 運 営 に 関 す る 要 領 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 別 紙 の と お り 是 正 等 に 関 す る 意 見 を 通 知 し ま す 。

苦情処理結果

1 苦情の内容

開示請求を H 1 7 . 1 2 にしたが、期間延長手続きもなく放置され、
H 1 8 . 3 . 2 4 に不開示決定がされた。

また、内容が改ざんされた。

2 調査結果の概要

(1) 千葉県議会議長 (県議会事務局総務課) に調査を行ったところ、「本件開示請求の処理中に処理済と勘違いし、簿冊に綴じてしまった。年度末の集計の際に未処理であったことが判明し、遅延してしまった。決定期間延長の手続きについては、期間延長の正当な理由が成り立たないことから、公文書不開示決定通知書に延長通知書を出さない理由を記載した文書を同封した。

また、内容が改ざんされたとした、公文書不開示決定通知書の別紙については、誤字であり、故意に改ざんした事実はない。」との回答があった。

(2) 千葉県議会議長に不適切な事務処理があったかどうかについて、申出人が提出した書面等により調査員が内容を調査したところ、平成 1 7 年 1 2 月 6 日付けの公文書開示請求に対し、当該決定通知書が平成 1 8 年 3 月 2 4 日付けであり、3 ヶ月以上経過している事実を確認した。

(3) その他の事項については、情報公開制度の運用に関して不適切と認められる事実を確認することはできなかった。

(4) なお、千葉県議会議長は、開示決定等の遅延について、再発防止策として、公文書公開請求書の処理状況を確認できるように、「情報公開処理台帳」を作成し、数名で処理漏れがないかを日々確認し管理している。

3 情報公開推進会議 (苦情処理調査部会) の意見

調査の結果、開示請求があった日から 3 0 日以内に開示決定等を行わなかったこと、及び開示決定等期間延長通知書を送付しなかった事実があったことについては、情報公開事務に関する事務処理としては不適切なものであり、当情報公開推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものと考え

る。
千葉県議会議長においては、上記の再発防止策などにより、情報公開に係る事務手続きの遵守、進捗状況の適正管理に努められたい。

第 4 号 様 式 (第 9 条 第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 1 3 号

平 成 1 8 年 7 月 2 8 日

様

千 葉 県 情 報 公 開 推 進 会 議

会 長 多 賀 谷 一 照

平 成 1 8 年 5 月 2 日 及 び 5 月 1 0 日 付 け で あ な た か ら 申 出 の あ っ た 苦 情 に つ い て 、 次 の と お り 処 理 し た の で 通 知 し ま す 。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H 1 8) 苦 情 1 (平 成 1 8 年 5 月 2 日 申 出 分) 千 葉 県 情 報 公 開 条 例 第 7 条 第 2 項 の 補 正 要 求 の 濫 用 。 補 正 に 名 を 貸 り た 不 法 行 為 の 隠 蔽 工 作 等 が 行 わ れ て い る 。</p> <p>(H 1 8) 苦 情 4 (平 成 1 8 年 5 月 1 0 日 申 出 分) 3 3 6 事 業 者 の 運 営 規 程 の 列 記 を せ ず 、 行 政 文 書 の 件 名 を 内 容 で 記 載 し た 。</p> <p>過 去 の 苦 情 申 出 の 件 名 で な く 請 求 書 の 内 容 記 載 の 再 発 が さ れ た 。</p> <p>2 調査の概要 平 成 1 8 年 5 月 1 0 日 苦 情 申 出 書 の 受 付 け (苦 情 1) 平 成 1 8 年 5 月 1 1 日 苦 情 申 出 書 の 受 付 け (苦 情 4) 平 成 1 8 年 6 月 6 日 実 施 機 関 へ の 書 面 に よ る 調 査 (苦 情 1 ・ 苦 情 4) 平 成 1 8 年 7 月 1 1 日 実 施 機 関 か ら 書 面 受 付 け (苦 情 1 ・ 苦 情 4) 平 成 1 8 年 7 月 1 9 日 苦 情 処 理 調 査 部 会 で 審 議 (苦 情 1 ・ 苦 情 4)</p> <p>3 処理結果 (H 1 8) 苦 情 1 実 施 機 関 (保 険 指 導 課) に 調 査 を 行 っ た と ころ 、 「 保 険 指 導 課 に 回 付 さ れ た 開 示 請 求 書 に は 、 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 セ ン タ ー が 請 求 内 容 を 確 認 す る た め に 申 出 人 か ら 聴 き 取 り を 行 っ た 結 果 の メ モ が 添 付 さ れ て い た 。 こ の 聴 き 取 り の 内 容 が 開 示 請 求 書 に 記 載 さ れ た 内 容 と 異 な る も の で あ っ た の で 、 補 正 通 知 を 行 っ た 」 と の 説 明 が あ っ た 。</p> <p>メ モ の 内 容 は 「 H 1 5 年 度 に 保 険 指 導 課 が 監 査 委 員 に 『 市 町 村 が 通 所 介 護 事 業 の 会 計 を 一 般 会 計 で 処 理 で き る 』 と し て 報 告 し た 書 類 」 を 請 求 内 容 と す る と い う も の で あ っ た 。</p> <p>請 求 内 容 と セ ン タ ー で の 聴 き 取 り の 結 果 が 異 な る こ と か ら 補 正 通 知 を 行 っ た も の で あ り 、 実 施 機 関 の 事 務 処 理 に 不 適 正 な 点 は 認 め ら れ な か っ た 。</p> <p>な お 、 申 出 人 が 主 張 す る 不 法 行 為 の 隠 蔽 等 の 事 実 に つ い て も 、 実 施 機 関 の 事 務 処 理 に 不 適 正 な 点 を 確 認 す る こ と は で き な か っ た 。</p>
------	---

	<p>(H 1 8) 苦情 4</p> <p>実施機関（保険指導課）に調査を行ったところ、「申出人が事業者名を特定しておらず、かつ、事業所数が多数であるため、個々の名称を列記する意味がなく、決定通知書の件名のとおり表記した」との説明があった。</p> <p>本件請求の対象となる行政文書は、実施機関が保有する通所介護事業者の運営規程の中から、開示請求書に記載された要件を満たす事業者の運営規程を抜き出したものである。300を超える事業者の運営規程である、これらの行政文書の件名を正確に表記する方法としては、現実的には決定通知書の件名による他はなく、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 菅野 泰

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 1 4 号

平成 1 8 年 7 月 2 8 日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 1 8 年 5 月 1 0 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので、通知します。

処理結果	<p>(H 1 8) 苦 情 2</p> <p>1 苦情の内容 担当課職員に情報公開・個人情報センター窓口で確認して(千葉県個人情報保護条例に基づく自己情報)開示請求したが、情報公開条例の様式でない申請書で請求したため、2回請求させられた。</p> <p>2 調査の概要 平成 1 8 年 5 月 1 0 日 苦情申出書の受付け 平成 1 8 年 6 月 7 日 実施機関へ書面による調査実施 平成 1 8 年 6 月 2 0 日 実施機関からの調査回答書受付け 平成 1 8 年 7 月 1 9 日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 本件苦情処理結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 本件苦情に係る経過 ア 実施機関は、申出人から自己情報開示請求書の提出を受けて開示決定を行い、4月18日を開示実施日として通知し、開示を行った。 イ 実施機関は開示を始めたが、閲覧の途中、申出人は持参していた自己情報開示請求書を提出しようとした。担当者はその請求書の内容を確認し、本件は自己情報開示請求によるべきではない旨を説明したが、申出人は提出すると言い張ったため、担当者はそれ以上の話はしなかった。</p> <p>(2) 苦情の原因となった開示請求書について ア 上記のような経過をたどり、申出人は4月18日付けで自己情報開示請求書を提出した。これに対し、実施機関は個人情報には該当しないものであると判断し、平成18年5月8日付けで不開示決定を行い、監査第37号及び第38号により申出人に通知した。 イ 申出人は、5月10日付けで、前記自己情報開示請求の内容と同趣旨の行</p>
------	---

	<p>政文書開示請求書を情報公開・個人情報センターに提出した。これに対し、実施機関は、請求の対象となる行政文書を保有していないため、平成18年6月9日付けで不開示と決定し、監査第82号及び第83号により申出人に通知した。</p> <p>(3) 処理結果</p> <p>本件苦情は、情報公開条例による開示請求書により請求すべきものを、個人情報保護条例による自己情報開示請求により請求させられたとする苦情だと思われる。</p> <p>調査を行ったところ、実施機関は、申出人が苦情申出の対象となった自己情報開示請求書を提出する際に、自己情報開示請求によるべきではないとの説明を行ったとのことであり、実施機関の対応に、不適切と認められる事実は確認できなかった。</p>
--	--

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 17 号

平成 18 年 7 月 28 日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 18 年 5 月 10 日、5 月 12 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H 1 8) 苦 情 3 (平 成 1 8 年 5 月 1 0 日 申 出 分)</p> <p>行政文書の件名の表記があいまい。(文書の発行年月日・文書番号の未記載) 同じ件名の文書名で発行年月日が違う場合がありうるのに、発行年月日と文書 番号を故意に未記載し、行政文書の件名をあいまいに表記させようとしている。</p> <p>(H 1 8) 苦 情 5 (平 成 1 8 年 5 月 1 0 日 申 出 分)</p> <p>開示請求書を担当課へ送付させるのを遅延させた。(千葉県が国庫補助金の不正 受給に加担した事実を会計検査院の今年度検査で表に出ないようにした)</p> <p>H 1 8 . 5 . 2 付 東 庄 町 の 国 補 助 金 の 不 正 受 給 に 関 する 請 求 書 を 、 H 1 8 . 5 . 8 付 保 指 1 6 3 号 の 4 行 政 文 書 不 開 示 決 定 書 を 発 行 さ せ る た め 保 険 指 導 課 に 遅れて転送。</p> <p>(H 1 8) 苦 情 6 (平 成 1 8 年 5 月 1 2 日 申 出 分)</p> <p>行政文書開示決定通知書に行政不服審査法の不服申立ての教示がなく、苦情の 申出をしたら申出に該当する苦情でないとの処理結果がでた。</p> <p>行政文書開示決定通知書に行政不服審査法の不服申立ての教示をしない違法 の是正。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 18 年 5 月 11 日 苦情申出書の受付け (苦情 3 ・ 5)</p> <p>平成 18 年 5 月 12 日 苦情申出書の受付け (苦情 6)</p> <p>平成 18 年 6 月 6 日 実施機関への書面による調査実施 (苦情 3 ・ 5 ・ 6)</p>
------	--

	<p>平成 1 8 年 6 月 2 0 日 実施機関 (政策法務課) から調査回答書受付け (苦情 3 ・ 5 ・ 6)</p> <p>平成 1 8 年 7 月 1 9 日 苦情処理調査部会で審議 (苦情 3 ・ 5 ・ 6)</p> <p>3 処理結果</p> <p>(H 1 8) 苦情 3</p> <p>調査を行ったところ、申出に係る開示請求に関する行政文書は、決定通知書の行政文書の件名欄の表記で特定されており、この表記により他の行政文書と混同することはなく、特定された行政文書の件名は正確に記載されているものと認められた。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(H 1 8) 苦情 5</p> <p>調査を行ったところ、申出に係る開示請求書は 5 月 2 日に受け付けたものを、5 月 8 日に担当課へ送付している。休日を除けば、受付の翌日には担当課へ送付したものであり、事務は速やかに行われているものと認められた。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(H 1 8) 苦情 6</p> <p>調査を行ったところ、本件苦情申出の対象となった決定は、全部開示決定であり、開示決定通知書は「知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 (平成 1 3 年千葉県規則第 1 1 号)」第 3 条第 2 項で定められた様式 (別記第 2 号様式) を使用したもので、異議申立て等に関する教示がないのは同様式によるものであって、実施機関の決定に違法はないとの説明があった。</p> <p>実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 菅野 泰

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 21 号

平成18年10月2日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成18年5月18日、同年5月20日、同年5月21日及び同年5月28日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H18)苦情7(平成18年5月18日申出分) 異議申立てをしてから、1年近く経って開示決定や諮問手続きをした。 千葉県情報公開条例違反であり、イヤガラセでもある。</p> <p>(H18)苦情9(平成18年5月20日申出分) 開示決定した行政文書は、複数枚で構成されていたのに1枚しか開示されなかったこと。 開示された文書は、交付金の交付決定の文書1枚だったが、交付決定するのは国であり、 県は国からの委任により鋸南町へ通知している。 国から指定された様式を隠すため、開示された文書に記載のあった「平成17年10月31日厚生労働省発保第1031028号」の交付決定通知を開示せず、情報提供でウヤムヤにしようとした。</p> <p>(H18)苦情10(平成18年5月21日申出分) 不開示決定通知書の「開示しない理由が消滅する期日」欄を記入していない。 平成18年5月2日及び同年5月8日付けの行政文書を取得しているのに、開示請求時点(同年4月)に取得していないから不存在とし、開示しない理由が消滅する期日が未記入であり、対象となる行政文書の存在を隠した。</p> <p>(H18)苦情11(平成18年5月28日申出分) 開示請求した行政文書を特定しながら、請求日時点で保有していないとして、その後取得したとして隠蔽し開示請求させなかったこと。 平成18年3月31日の開示請求に対して同年4月3日時点で対象文書を保有しており、その文書の存在を隠蔽した上、同年5月19日に別件名で開示請求させた。故意に別の文書を特定し、隠蔽した。</p> <p>2 調査概要</p> <p>平成18年5月18日 苦情の申出書の受付け(苦情7) 平成18年5月22日 苦情の申出書の受付け(苦情9)</p>
------	---

平成18年5月22日 苦情の申出書の受付け(苦情10)
 平成18年5月29日 苦情の申出書の受付け(苦情11)
 平成18年7月6日 実施機関への書面による調査(苦情7、9、10、11)
 平成18年7月24日 実施機関から調査回答書受付け(苦情7、9、10、11)
 平成18年9月19日 苦情処理調査部会で審議(苦情7、9、10、11)

3 処理結果

(H18)苦情7

調査を行ったところ、「申出人が平成17年7月19日に行った異議申立て(16件)について、平成18年5月15日に情報公開審査会へ諮問等を行った」との説明があった。

諮問等を平成18年5月に行った理由は、「申出人は平成17年度34件の異議申立てを行っており、本件苦情申出に係る異議申立てが行われた時点で、すでに8件の異議申立てを行っている。諮問等までに期日を要したことについては、申出人からの異議申立てに係る事案が集中していること、いずれの事案も鋸南町の介護保険の不正受給を前提とした請求であること、業務が著しく多忙なことから、先に異議申立てがなされていた類似の事案に関する情報公開審査会の答申を得てから、諮問するかどうかの判断をしたものである。平成18年3月に答申を得たことから、同年5月に諮問等を行った。」との説明があった。

情報公開審査会への諮問等は、情報公開条例第20条により、不服申立てが不合法である場合などを除き、異議申立て後速やかに行うべきものとされている。実施機関は異議申立てがあった日の約10箇月後に諮問等を行っており、この対応は条例の運用として不適切なものと認められる。

よって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

(H18)苦情9

調査を行ったところ、「申出人が行った平成18年3月31日の開示請求に対する同年4月26日の保指第132号で開示決定した行政文書は、鋸南町に対する『交付決定通知書』であり、この通知書は1枚(A4両面)だった。この文書の閲覧時に、対象文書の片面のみコピーして申出人へ渡し、その後、裏面をコピーし忘れたことを確認したため、申出人に写しの交付等を申し出たが、申出人から閲覧を拒まれた。」との説明があった。

調査の結果、本件苦情に係る開示実施の際、対象文書の片面のみを実施機関がコピーして申出人に交付したことは認められる。しかし、このことは故意に行ったものではなく、後日、実施機関は訂正の申出を行っていることから、この点について実施機関に不適正な事務処理があったとまでは認められない。

なお、苦情の申出書に「H17.10.31付厚生労働省発保第1031028号の交付決定通知を開示せず」と記載されているが、この点については開示決定における文書の特定に関する苦情と認められる。開示決定における文書の特定に関する苦情は、千葉県情報公開条例第27条の2第3項第2号(開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情)に該当する苦情であることから、当推進会議が担任する苦情としては適当でない。

(H18)苦情10

調査を行ったところ、申出人が行った平成18年4月26日の開示請求に対する同年5月19日に行った行政文書不開示決定通知書の『開示しない理由が消滅する期日』欄(以下『期日欄』という。)の記入の有無についての苦情と思われる。

実施機関からは「不開示決定通知書等の期日欄は、開示しない理由が消滅する期日が明示

	<p>できる場合に記入している。本件苦情にかかる開示請求の『不正受給に関する書類』など取得しておらず、そもそも申出人の主張は当たらないものである。」との説明があった。</p> <p>不開示決定通知書等の期日欄は、開示しない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記載するものである。本件苦情については、消滅する期日が明らかとは認められず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(H18)苦情11</p> <p>調査を行ったところ、「開示請求に係る文書の特定は、請求時点で保有している文書について行っており、開示・不開示の判断を行う期間が必要なことから、起案日時点の文書まで特定するのは一般に困難である。さらに、申出人からは、平成17年度は約150回、平成18年4月は17回、5月は44回の開示請求があり、弾力的に対応することは不可能だった。」との説明があった。</p> <p>開示請求に係る文書の特定は、原則として請求日時点で行うものである。また、申出人から開示請求が繰り返されるため、起案時まで作成・取得した文書を特定できる状況にないという実施機関の説明もやむを得ないものと認められる。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 菅野 泰

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

(H18)苦情7・9・10・11

情公推 第 22 号

平成18年10月2日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開推進会議

会 長 多賀谷 一 照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成18年7月6日付けで通知し、同年7月21日に実施した苦情調査において、改善の必要が認められたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情処理結果

1 苦情の内容

苦情7（平成18年5月18日分）

異議申立てをしてから、1年近く経って開示決定や諮問手続きをした。

千葉県情報公開条例違反であり、イヤガラセでもある。

2 調査結果の概要

調査を行ったところ、「申出人が平成17年7月19日に行った異議申立て(16件)について、平成18年5月15日に情報公開審査会へ諮問等を行った」との説明があった。

諮問等を平成18年5月に行った理由は「申出人は平成17年度34件の異議申立てを行っており、本件苦情申出に係る異議申立てが行われた時点で、すでに8件の異議申立てを行っている。諮問等までに期日を要したことについては、申出人からの異議申立てに係る事案が集中していること、いずれの事案も鋸南町の介護保険の不正受給を前提とした請求であること、業務が著しく多忙なことから、先に異議申立てがなされていた類似の事案に関する情報公開審査会の答申を得てから、諮問するかどうかの判断をしたものである。平成18年3月に答申を得たことから、同年5月に諮問等を行った。」との説明があった。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

情報公開審査会への諮問等は、情報公開条例第20条により、不服申立てが不適法である場合などを除き、異議申立て後速やかに行うべきものとされている。実施機関は異議申立てがあった日の約10箇月後に諮問等を行っており、この対応は条例の運用として不適切なものである。当情報公開推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものと考えらる。

実施機関においては、異議申立て後適正な期間内に諮問が行われるよう図られたい。

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

処 理 結 果 通 知 書

情公推第 20 号

平成18年10月2日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成18年5月19日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H18)苦情8(平成18年5月19日申出分) 自分が請求した行政文書の開示請求の決裁書類を自己情報の開示請求でない と全部開示しないとして行政文書開示請求で裁量開示による全部開示を拒否さ れた。 時々全部開示している担当課もある(裁量開示でなくミスによるもの)。わざ わざ部分開示にする手間を省略できるし、裁量開示で対応できるように改善を求 める。</p> <p>2 調査の概要 平成18年 5月19日 苦情申出書の受付け(苦情8) 平成18年 7月 6日 実施機関(政策法務課)への書面による調査実施 平成18年 7月21日 実施機関(政策法務課)から調査回答書受付け 平成18年 9月19日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 調査を行ったところ、「本件苦情は、申出人自身が行った行政文書開示請求に 対する実施機関の決定に係る決裁文書について、情報公開条例に基づく開示請 求をしたところ、条例第8条2号本文該当部分を不開示とする部分開示決定を 受けたことに対する苦情であると解釈されるが、実施機関に対して、本件苦情 に該当する開示請求は行われておらず、決定の事実もない。なお、総合窓口に おいても、本件苦情に該当する行政文書開示請求及び決定について特定できな かった。」との説明があった。 そこで、苦情申出のあった前後1か月の間に、申出人から実施機関に対して行</p>
------	--

	<p>われた行政文書開示請求及び決定について確認したところ、本件苦情に該当すると思われる行政文書開示請求及び決定は見当らなかった。</p> <p>このことから、本件苦情は、請求者自身の個人情報記録された行政文書の開示請求を行った場合、裁量により同情報を開示するよう、一般論として求める趣旨の苦情と思われる。</p> <p>行政文書の開示・不開示の判断は事案によって異なるものであり、その判断に関する苦情は、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情である。よって、本件苦情を情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 菅野 泰

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

処 理 結 果 通 知 書

情公推第 25 号

平成18年11月8日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成18年7月25日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H18)苦情12(平成18年7月25日申出分) 千葉県教育委員会委員長が、自ら定めた千葉県教育委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)によって保存を義務付けた文書を廃棄した責任を問うと共に、当該文書の復元を求める。</p> <p>2 調査の概要 平成18年 7月25日 苦情申出書の受付け(苦情12) 平成18年 9月 7日 実施機関への書面による調査実施 平成18年 9月19日 苦情処理調査部会で報告 平成18年10月12日 実施機関から調査回答書受付け 平成18年10月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 調査を行ったところ、「本件対象文書は別件の開示請求の対象文書を特定するために一時的に作成したものであり、対象文書が特定された後は保存の必要がない。よって、規則第13条第5項の『内容が軽微で保存する必要がない行政文書』に該当するものとして、事務処理終了後に廃棄したものである。」との説明があった。 本件対象文書は、別件の開示請求の趣旨を担当の所属職員に周知させるために作成され、請求書の原本は別に保存されていることから、事務処理上一時的に作成されたものと見のが相当である。よって、本件対象文書は内容が軽微な文書と認められ、当該事務処理の終了後、本件対象文書を廃棄した実施機関の処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 井上隆行

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

2006年6月6日(火)
第06014号

千葉県情報公開推進会議
委員 各位

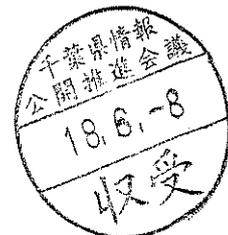
千葉県立 [REDACTED] 高等学校
職員 [REDACTED]

情報開示請求を利用した職員攻撃について

千葉県情報公開条例に基づいて開示請求を受けた千葉県教育委員会が、千葉県立 [REDACTED] 高等学校長 [REDACTED] (以下、「校長 [REDACTED]」) と略す。) をして、情報公開請求に名を借りた以下のような言動を行いました。この結果、私 (以下、「職員 [REDACTED]」) と略す。) は言われなき中傷や非難にさらされています。

貴会議において至急事実調査を行い、必要な対策を講じるよう要請します。

以上



1 事実

- 1 本年6月1日(木)、千葉県立[]高等学校(以下、「[]」)と略す。)職員朝会終了間際、校長[]が突然話があると言い出し、およそ10分間に及んで職員に以下の発言を行なった。このため生徒が待機する朝のホームルームの時間が大幅に圧縮される異常な事態が発生した。
- 2 校長[]は、「千葉県民から本校に対して開示請求が来ている」などと、請求者の個人情報に係る属性を明らかにした上で、その請求内容として4点を読み上げた。そして「丁寧に対応したい」と発言し、職員が保有する文書の確認を求めた。さらに同日放課後、この件で部長主任を緊急に招集すると指示した。
- 3 これに対して職員より「とんでもない」、「全てとはどの範囲までの文書か」、「学級通信も含まれるのか」などの発言が相次いだ。しかし校長[]は、これらの発言に対し「今はこれ以上答えることはできない」と、一方的に遮断した。
- 4 翌2日(金)朝会において、校長[]は文書主任である事務長をして、「昨日報告があった開示請求については、職員が閲覧できるように準備が整っている。閲覧される方は事務室まで来てください」と板書、発言させた。職員[]は、同日午前10時過ぎ事務室を訪れて赤いファイルに収められた請求内容4点(A4用紙一枚)を閲覧し、その請求内容を写し取った。
- 5 6月3日(土)午前、ある職員から校長[]の発言に関して、職員[]に[]の職員多数の非難が集中しているとの情報が寄せられた。その主な柱は次のようなものであった。
 - ア 今回の情報開示請求は[]が手引きして、外部の人間にやらせたものだ。
 - イ 仕事が増えた。みんなが[]のおかげで迷惑している。

2 経過

- 1 管理職の説明によれば、事の発端は次の通りである。開示請求人が千葉県教育委員会委員長に対し関係する開示請求を行なった。これに対して教育庁指導課及び教育総務課は、管理職に開示内容を職員に周知するよう指示した。
- 2 その表向きの理由は、請求に対して遺漏のないように対応するためと言うものであった。しかしその目的は請求内容を職員に周知徹底させ、新たな確認作業を課すことによって、情報公開制度を利用したことのある職員に、非難中傷が惹起されるように画策したものである。
- 3 校長は6月1日朝会において、突然、開示請求者の個人情報である居住地域を明らかにし、に対して情報公開請求が行なわれている旨発言した。この際、千葉県教育委員会委員長に行なわれた開示請求を「学校に対して公開請求が行なわれた」などと、事実と異なる発言をした。
- 4 翌2日に職員が開示内容を閲覧したところでは、請求情報は、校長が自分の名前で外部に発出した文書が主であり、自ら決裁した文書を確認すれば開示請求に十分対応できる文書であった。ちなみに校長以外の職員が校長の名前を語って外部に文書を発出すれば、虚偽公文書作成等刑事告発の対象となる。
- 5 校長は、教育庁の指示に従って全職員に調査を課した。しかしこれを裏返せば、校長は自ら保管すべき文書を散逸させた杜撰な服務態度を意味している。これに対し臆面もなく部長主任を緊急招集し、文書の発見を課すなど全く異常な事態である。
- 6 校長は、全職員に請求内容を伝えた。しかし物事を弁える能力のある職員たちは、校長の発言に不自然さを感じ、ある者は「校長名の文書だから自分で準備すればいいだけの話だ」と言い、別の者は「明らかに外の意図を感じる」と意見を述べた。そして物事をよく弁え

る事のできない職員たちは、次に述べるように校長[]や教頭[]の誘導に従って、職員[]を中傷し、非難した。

3 被害発生 の 責任者

千葉県教育委員会委員長伊藤潔指揮下にある教育庁教育総務課及び指導課の指示、これに呼応した校長[]らによって、本件開示請求とは全く無関係な職員[]に具体的な被害が発生した。被害事実については後掲するとおりである。職員[]は職場・職員から言われなき非難や中傷を受けている。

4 まとめ

本件は千葉県における情報公開条例の運用と密接不可分の関係にある。貴会議において、情報公開に名を借りて行われた職員[]への権利侵害を調査し、直ちに救済するよう要請する。時代を進める情報公開制度が、権力を有する者たちの匙加減次第で市民を弾圧することのできる好例である。座視すれば、その弊害はやがて貴会議自身のあり方にも及ぶ。

以上

2006年6月28日(水)
第 0 6 0 1 8 号

千葉県情報公開推進会議
委員各位

千葉県立 [] 高等学校
職員 []

千葉県情報公開制度を利用した職員攻撃について(要請)

千葉県情報公開条例に基づいて開示請求を受けた千葉県教育委員会委員長伊藤潔氏が、本年5月末、千葉県教育庁指導課及び教育総務課をして、千葉県立 [] 高等学校長 [] 氏(以下、「校長 []」と略す。)に後掲のような言動を行なわしめました。この結果、同校職員 [] (以下、「職員 []」と略す。)に具体的な被害が発生しました。

よって職員 [] は、千葉県情報公開条例の適正な運用に職責を有する貴会議委員各位にご連絡申しますので、至急事実調査を行いかつ必要な措置を講じてください。なお当該調査の結果については速やかにご連絡ください。

先に、貴会議に対して千葉県教育委員会が行なった「改竄」をご指摘申し上げたところ、「違法とまではいえない」などの極めて異彩を放つ見解を頂きました。仮にこの時に、千葉県教育委員会が行なう不当行為を厳しく是正しておけば、今回のような情報開示に名を借りた個人攻撃はなかったものと思われれます。今回は常識的な観点からのご判断と措置を切望します。

また貴会議には、本年4月、校長 [] による歳若い受験生たちに対する「盗撮」とも呼ぶような破廉恥行為、すなわち違法な個人情報の収集を報告し、その是正を求めました。しかし貴会議は残念ながら私たちに対する事実調査すら行いませんでした。

かかる無関心は、情報開示を梃子に社会正義を体現されようとしている貴会議の作風とは全く相容れないと思います。真摯な対応を重ねて要請します。

以上



1 事実

- 1 本年6月1日(木)、千葉県立[]高等学校(以下、「[]」と略す。)職員朝会終了間際、校長[]が突然話があると言出し、およそ10分間に及んで職員に以下の発言を行なった。このため生徒が待機する朝のホームルームの時間が大幅に圧縮される異常な事態が発生した。
- 2 校長[]は「千葉県民から本校に対して開示請求が来ている」と、請求者が千葉県民であるとの個人情報をも明らかにした上で、その請求内容として4点を読み上げた。そして「丁寧に対応したい」と発言し、職員が保有する文書の確認を求めた上で、さらに同日放課後この件で部長主任を緊急に招集すると指示した。教頭[](以下、「教頭[]」と略す。)は職員に請求内容を閲覧するよう指示した。これに対して職員より「とんでもない」、「全てとはどの範囲までの文書か」、「学級通信も含まれるのか」などの、情報開示請求を否定するかのような発言が相次いだ。
- 3 翌2日(金)朝会において校長[]は再び、文書主任をして、「昨日報告があった開示請求については、職員が閲覧できるように準備が整っている。閲覧される方は事務室まで来てください」と板書させ、重ねて発言させた。職員[]は、同日午前10時過ぎ事務室を訪れて赤いファイルに収められた請求内容4点(A4用紙一枚)を閲覧し、その請求内容を確認した。
- 4 6月3日(土)午前、ある職員から校長[]の発言に関連して、職員[]に[]職員多数の非難が集中しているとの情報が寄せられた。その主な柱は次のようなものであった。
 - ア 今回の情報開示請求は[]が手引きして、外部の人間にやらせたものだ。
 - イ 仕事が増えた。みんなが[]のおかげで迷惑している。

2 経過

- 1 教頭[]の説明によれば、教育庁指導課及び教育総務課が[]管理職に開示請求の内容を職員に周知するよう指示したと

のことである。その表向きの理由は、請求に対して遺漏のないように対応するためと言うものであったが、その目的は請求内容を職員に周知させ、新たな確認作業を課すことによって、かつて情報公開制度を利用したことのある職員[]に対する流言蜚語、非難中傷が惹起されるように画策したのである。校長[]及び教頭[]は、繰り返し職員に開示請求内容の閲覧を求めながら、その一方で請求者や請求内容の詮索を行わないようになどの注意を一切しなかった。

- 2 校長[]は、教育庁の指示に従って職員に調査を課したが、これを裏返せば校長[]は自ら保管すべき文書を整理保管することのなく、自ら杜撰な服務表明したことになる。そして臆面もなく部長主任を緊急招集し、文書の発見を課すなど尋常とはいえない指示を行なったのである。事実、物事を弁える能力のある職員らは、校長[]の発言に不自然さを感じ、ある者は「校長名の文書だから自分で準備すればいいだけの話だ」と言い、別の者は「明らかに外の意図を感じる」と意見を述べた。

3 被害発生 の 責任者

千葉県教育委員会委員長伊藤潔指導下にある教育庁教育総務課及び指導課の指示、これに呼応した校長[]によって本件開示請求とは全く無関係な職員[]に具体的な被害が発生した。職員[]は職場において言われなき非難や中傷を受けている。さらに校長[]らの言動は、結果的に情報公開を積極的に推進する千葉県の立場を危うくした。

4 まとめ

職員[]が受けた被害については具体的に立証する。貴会議において、情報公開に名を借りて行われた職員[]への権利侵害を直ちに調査し必要な措置を講じるよう申し入れる。本件は、今年1月校長[]が年幼い受験生たちへ行なった「盗撮」まがい行為について、これを貴会議に指摘した報復と思料される。

2006年9月29日(金)
第06034号

千葉県情報公開推進会議
委員長並びに委員 各位

千葉県立 [] 高等学校
職員 []

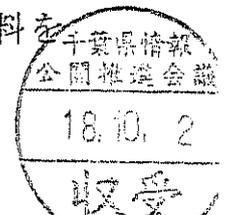
情報公開事務に係る苦情の申出 (要請)

貴会議に対し、本年7月25日に情報公開事務に係る苦情の申出を行ない、迅速な調査及びその解決を求めました。しかし貴会議からいまだに何の連絡もありません。なぜこのような放置をし続けるのか、全く理解できません。申し出を行なって早2ヶ月を経過しようとしています。

県民の血税によって運営される貴会議は、県民の権利擁護に関して重大な義務と責任を負っています。かつて指摘したように、なぜか貴会議は千葉県行政に対し、「違法とまでは言えない」などと追従の態度を採り、厳しい批判を受けたことは記憶に新しいところです。主権者県民の苦情の申出、その多くは権利侵害の訴えを中核になされておりますが、これに対して「違法とまでは言えない」などのお粗末な態度を採る非常識を検証すべきです。

ところで本件苦情の申出を放置してきた貴会議の実情に、これを補うように法務省・法務局が人権侵害の調査に入ることを決定しました。もとより法務局の調査は、本件苦情の申出とは直接には重なり合いませんが、いずれにしても実施機関である千葉県教育委員会が行なった本件情報公開事務に端を発することはまちがいありません。

最近、本件情報公開事務に係る苦情に関連する千葉県教育委員会の内部情報に目を通す機会がありました。そこにはおよそ事実を隠蔽しようとする恥ずべき経過が連ねられていました。本日、資料を



付して指摘します。

県民が子弟の教育を付託する千葉県公立学校で、このような人権侵害が発生し、それを教育庁ぐるみで隠蔽する事態は決して許せません。本件情報公開事務に係る苦情に対し、真面目に貴会議の職責を果たすよう重ねて要請します。

記

1 千葉県教育庁が行った「事実確認」(資料1)について

(1) 「事実確認」担当者について

当方が保存する精確な記録によれば、本件人権侵害が、教育庁教育総務課及び指導課指示の下、千葉県立[]高等学校長[](以下、「校長[]」と略す。)によって引き起こされたことが明らかになっている。指示を与えた教育庁教育総務課職員とは、[]であり、本人も[]に指示を与えたことを認めている。

ところで「事実確認」は、本件人権侵害行為に係る指示を与えた張本人である教育総務課[]が中心となって、指示を受けた校長[]に対して行なわれた。通常では考えられないことであり、隠蔽工作そのものというほかはない。

常識的には、第三者Aが指示を与えた[]に、第三者Bが校長[]らに、そして第三者Cが救済を申立てた[]に事情を聴くべきであり、このようなことは歳幼い子どもでも分かることである。何を恐れてか、教育庁はかくもお粗末な茶番劇を演じた。

(2) 校長[]が教育総務課[]から指示を受けて作成した文書(以下、「本件文書」と略す。)について

本件文書によれば、開示請求された3件の内容は、校長[]が自分で保護者に差し出した文書であり、他の1件は校長[]が決裁した金銭出納に関するものである。いずれも校長[]自身が保有し、管理する文書である。よって全職員に照会する必

要などない文書であった。

ところが[]は「校長が保護者に出した全ての文書という請求があったため、保護者全体に出した文書と保護者個人に出した文書があるため、指導課の指導を求めた」と釈明する。しかし[]の主張は全く分からない。請求対象が校長[]が保護者に出した文書であるならば、保護者全体かもしくは保護者個人かを問わず、自分で保有する文書の中から検索し、開示すればよいだけのことである。全職員に照会する必要は全くないのである。

仮に職員個人が校長の決裁を経ないで、校長の名において保護者に文書を発出したというのであれば、それは公用文書偽造であり犯罪行為である。

(3) 校長[]の職務専念義務違反について

校長[]は、本件文書の作成目的を「情報公開請求の対象文書を全教職員が確認し、洩れなく把握するために作成した」と主張する。しかし上に述べたとおり、校長が管理すべき文書を「全教職員が確認」する必要などないことは明白である。これは表向きの理由であって、本件文書を全職員に閲覧させることによって、[]に対する誹謗中傷を惹起させようとしただけである。

仮に校長[]が、自分の文書の所在を全職員に確認しなければならなかったら、それは校長[]が自己の文書管理に瑕疵があったからである。この場合、校長[]の職務専念義務違反が問われなければならない。もとより[]はこの点について全く事実確認を行なっていない。当たり前である。自ら画策し、本件人権侵害行為を誘発する指示を校長[]に与えたのだから、いまさら校長[]の職務専念義務違反に言及することなどできないことであった。

(4) 誹謗中傷について

校長[]は、本件文書による誹謗中傷の発生について、「私の把握している限り、誰かが誹謗中傷された事実はない」と断定した。また同様に同校事務長も「私は、一切聞いていない」と釈明した。上司に当たる校長[]が目の前で否定するものを、

事務長が肯定することはあり得ない。

ところで校長[]は、本件文書を全職員に閲覧させるにあたって、事前に、請求者の詮索などしないようになどの注意を一切しなかった。また、6月5日に本件文書によって人権侵害が発生していると指摘されても、被害を訴えた[]に事情を尋ねることはおろか、同校職場全体に人権侵害の有無を調査するなど全く行なわなかった。また「私は、一切聞いていない」と釈明する事務長も同様であった。

しかし校長[]は「誰かが誹謗中傷された事実はない」と言い、事務長は「一切聞いていない」と主張する。兩人とも、何の根拠もなく強弁しているに過ぎないのであって、仮に法務省・法務局の調査において人権侵害の事実が発覚した場合、両者は嘘をついたことになる。

ところで校長[]は、自ら誘発した人権侵害に対し、全職員に被害調査など行えるはずがない。調査を行えば、多くの職員が、校長[]から誘導され利用されたことに気付くからである。[]はこの点にも踏み込まず、単にお茶を濁しただけである。

2 本件文書について（本件情報公開事務に係る苦情の申出の中心部分）

本件文書は人権侵害の訴えが行なわれた後、間を置かずして破棄された。千葉県情報公開・個人情報センター職員[]及び教育総務課[]は、校長[]が本件文書を破棄したことについて、「軽微な文書は破棄できる」と強弁し、校長[]の証拠隠滅としか言いようのない行為を終始擁護した。ここに本件の問題点が集約されているので、若干の重複を恐れず指摘する。

- (1) 本件文書はすでに指摘した通り、校長[]の事務に関する情報開示請求を改編集したものであった。そして校長[]は、この請求内容を、異例にも全職員に閲覧要請した。この結果、[]に対する誹謗中傷が発生した。
- (2) 全職員に対する閲覧要求の背後には、教育総務課[]らの指示があった。[]は表向き校長[]の相談に応じたと言い訳し

ているが、当方の記録によれば、本校管理職は教育総務課及び指導課の指示で、全教職員に閲覧させようとしたと話している。

(3) センター職員■■■■も■■■■も、本件文書が「軽微」な文書であるから「破棄されたとしても問題はない」と主張するが、全くデタラメである。その理由を以下に指摘する。

ア 管理職らは、本件文書に対して一貫して守秘義務がかかっていると主張した。守秘義務がかかるほどの文書が「軽微」な文書であるはずがない。

イ 管理職らは、本件文書は管理職監視の下に閲覧のみ許されるとし、自由閲覧を排除した。このような扱いの文書が「軽微」な文書であるはずがない。

ウ 管理職らは、本件文書の複写は許されないとした。複写すら許さない文書が「軽微」な文書であるはずがない。ちなみに本件文書には、千葉県情報公開条例の非開示に相当する部分はなかった。これを非開示文書と同列に扱ったのは、他に目的があったからである。

エ 6月5日夕刻、■■■■は管理職に対し、本件文書が起因して人権侵害が引き起こされていることを訴えた。さらに本件文書を外部機関に提出し、人権救済を求める予定であることを明確に伝えた。この時点で、本件文書はより一層重要な意味をもち、保存義務を負ったはずである。

オ 校長■■■■らは本件文書に係わって人権侵害の訴えがあることを知りながら、6月9日、この文書をシュレッダーにかけて粉砕した。これは「軽微」な文書の破棄などではなく、公用文書毀棄もしくは証拠隠滅行為そのものであった。

3 本件文書と開示請求書について

情報公開センター■■■■及び教育総務課■■■■は、本件文書は開示請求書の内容を元に作成したものであるから、例え破棄しても元の文書が残っているから差し支えないと繰り返し主張している。しかしこの説明は姑息の極みである。両者の説明が如何に不当なものか、例を挙げて説明する。あくまでも例えである。

■■■■ないし■■■■がある女性に異常なまでに興味を抱いた結果、

その女性を無断でビデオ撮影したとしよう。しかしてそのうちの数駒を写真に現像したとしよう。この写真によってプライバシーを侵害された件の女性は、決してこの写真を許さない。しかし[]や[]は、女性を撮影したのはビデオであって、写真はビデオからの転写に過ぎないから「軽微」なものであり、さして問題ないと嘯くのである。ビデオに映された女性と写真に現像された女性は、例え同一人物だったとしても両者は全く異なる位相の下にある情報である。

ところで昨年度末、校長[]は[]に受験のために願書の提出にやってきた中学生に対し、密かにこれを観察評価するなど「盗撮」まがいの行為を行い厳しく糾弾された。しかし千葉県教育委員会は、その事実は認めながら問題はなかったと強弁した（資料2）。

4 結語

本件人権侵害に関して、法務省・法務局の調査が開始される。その調査範囲は本件人権侵害にとどまらず、その背景をなす校長[]の偏った学校運営にまで及ぶと思料される。

貴会議にあっては、千葉県教育庁が行った上記杜撰な「事実確認」(事情聴取でさえもない)をもって本件を終息させることなく、その職責において二度とこのような情報公開制度を利用した人権侵害が起こらないようにすべきである。そして事務の適正化を県民に保障すべきである。

以上

要請文（平成18年6月6日付け、6月28日付け）への対応に関する意見

意見要旨
<p>要請文の件については、苦情処理調査部会の意見のとおりと考える。</p> <p>情報公開推進会議としては要請人の意見を聞くこととし、議事録に残すことで良いと思う。</p> <p>校長が「請求者の個人情報に係わる情報を明らかにした」ことは、個人情報保護の観点から問題があるのではないか。</p> <p>職員一般に請求内容を閲覧させることに問題はないか、幹部職員で請求に対処できたのではないか。</p> <p>要請人は、情報公開推進会議の権能を誤解又は拡大解釈しており、この点は説明しておく必要がある。</p>
<p>要請文の対応について別段の意見はない。苦情処理調査部会の対応は適切と認識している。</p> <p>要請者は不満を情報公開推進会議に述べたまでの事だと思う。</p>
<p>本件は、情報公開制度の運営に関するものとは思われない。学校長と職員との問題であり、これらは教育委員会、教育庁が適切な解決を担うもので、当委員会に属する問題ではないと考える。</p>